

あなたのアイデアを市政に

市長とトーク（タウンミーティング）

暮らしや市政などについて、市民の皆さんの提案を市長が伺います。

身近な話から、まちづくりのヒントが見つかる可能性があります。気軽に参加してください。

日時・会場

□ 10月16日（木）・三矢会館

□ 平成27年2月4日（水）・スポーツセンター会議室

※ 時間はいずれも午後7時～9時

対象 市内在住・在勤の方

申込み・問合せ 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係（☎ 192）へ

使用済小型家電回収ボックスを設置します

使用済小型家電のリサイクルを推進するため、専用の回収ボックスを設置し、家庭で不要となった携帯電話やデジタルカメラなどを無料で回収します。

設置日 10月1日（水）

設置場所 市役所1階ロビーとリサイクルセンターロビーの2か所

回収品目 携帯電話、電話機、ラジオ、カメラ類、ビデオ・DVDデッキ類、MD・CDプレーヤー類、USBメモリなどの補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、電気かみそり・ドライヤーなどの理容用機器、懐中電灯、時計、小型ゲーム機、カーナビ、ETC車載器、これらの付属品（ACアダプタ、充電器、ケー

※ 予約の枠に空きがある場合は、当日会場でも受け付けます。当日の受付は午後8時30分までです。

※ 申込み状況により、初めて参加する方を優先する場合があります。

※ 1人ずつ市長と話していただきます。（1人15分程度）

※ 団体を代表してではなく、個人として参加してください。

※ 提案の内容によっては、後日回答する場合があります。

※ 秘密は固く守ります。安心して参加してください。

ブル類、リモコンなど

※ 分解しないで回収ボックス投入口（30cm×15cm）に入れることができるものに限り、持ち帰り電話・デジタルカメラなどの個人情報情報は必ず自分で消去してください。

※ パソコンは、回収できません。

問合せ 生活環境課生活環境係（☎ 204）／リサイクルセンター ☎ 578-11211



▲回収ボックス



シリーズ 地球温暖化対策

第12回 ピークカット

いま、行動しよう！

問合せ 環境保全課環境保全係（☎ 226）

エコ この夏も「ピークカット」という言葉をよく聞いたけど、どんなことなんだろう？

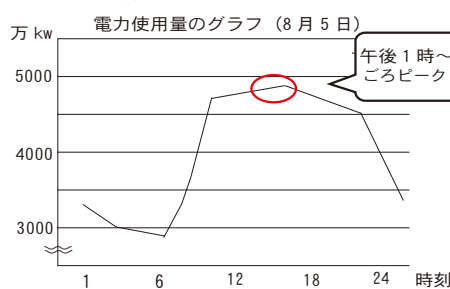


▲エコちゃん

クール先生 夏の暑い時期は、昼間に一気に冷房などを使うから、電力使用量が一気に増えてしまうんだ。そこで、電力使用のピークの時間帯に省エネすることをピークカットって言うんだ。

エコ 電力使用量が増える時間帯は、特に電気を抑えるように気をつけるといいんですね。

クール先生 そのとおり！ほかに、夜間に蓄電しておいて昼間に使うことや、太陽光発電などで電気をつくり出すこともピークカットにつながるんだよ！



エコ ピークカットを心がけることで、省エネにつながっていくと、経済的にもエコですね！

クール先生 夏は昼間だけけど、冬は夕方にピークを迎えるよ。一人ひとりが心がけてピークカットに取り組んでいきたいね！



▲クール先生

災害時要援護者登録制度

地震や風水害などの災害時に、支援を必要とする方（災害時要援護者と言います。）の情報をあらかじめ市と関係機関などで共有し、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる体制づくりを地域と連携して進めています。

災害時要援護者の登録

災害時要援護者として支援を希望する方は、登録申請書を市に提出してください。

市は、支援に必要な情報を、災害時要援護者台帳に登録し関係機関などと共有することにより、災害発生時に迅速な支援ができる体制を整えておくために活用します。

登録できる方

次の要件のいずれかに該当する方のうち、災害が発生した時に自力または家族などによる助けだけでは避難が困難で、本人の情報を関係機関などに提供することに同意できる方。

- ① 65歳以上の方
- ② 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方

③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

④ そのほか援護を必要とする方

※施設入所の方および長期入院の方は除きます。

台帳を提供する関係機関

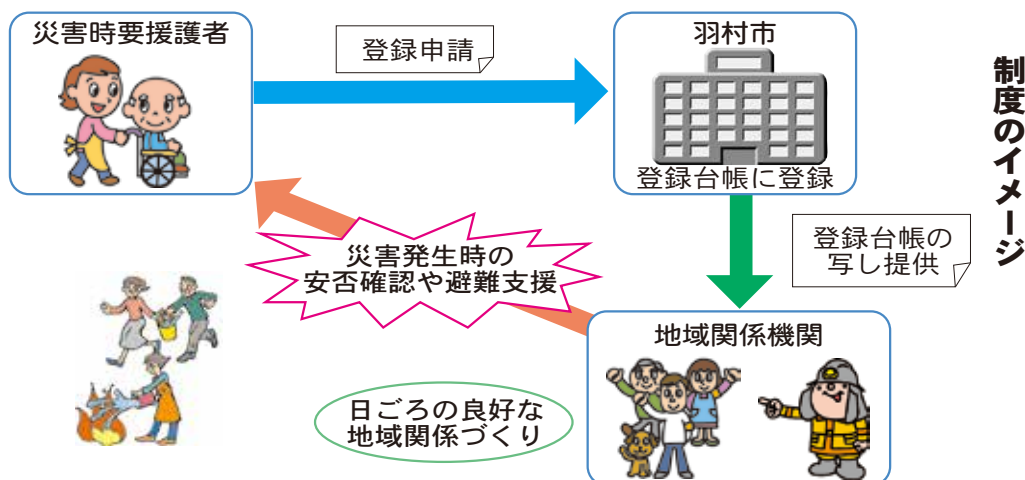
○ 町内会・自治会および自主防災組織
○ 民生・児童委員 ○ 羽村市消防団
○ 福生警察署 ○ 福生消防署

申請方法など

危機管理課で配布しているパンフレット・申請書に必要事項を記入し、申請してください。申請方法など詳しくは、パンフレットをご覧ください。問い合わせください。

この制度は、地域の助け合いにより成り立ちます。名簿に登録された方も、まずは自分の身は自分で守るという意識を持ち、日ごろから地域の皆さんと積極的に交流を深めて、必要な支援について、お互いに理解を深めてください。

問合せ 危機管理課危機管理係 ④ 217



家庭用生ごみ処理容器などの購入費一部助成

家庭から出る生ごみの減量を推進するために、家庭用生ごみ処理容器などの購入費用の一部を助成しています。※助成は、平成27年3月31日で終了する予定です。

対象 市内に住所を有し、家庭から出る生ごみを処理するための容器などを購入し、自宅などに設置する方

※1世帯につき1基限りです。

対象機器

○ 微生物の働きにより生ごみを分解し、減少または消滅させる容器

○ 土中の微生物などの働きを利用して生ごみを発酵分解して、堆肥化させる容器

※電気式生ごみ処理機・デイスボーズ式を除く。

補助金額 購入金額の2分の1（上限額1万円）

※助成金額に1000円未満の端数がある場合は、切り捨てます。

申込み・問合せ 購入日から1か月以内に、領収書などの購入を証明する書類と印鑑を持参し、直接生活環境課生活環境係 ④ 204へ